	［二・三　略］	［略］	1.74 ＋ ｛（B － A）／ A － 0.018｝× 37.6 ×β－（α－β）× 37.6 － ｛（C － A）／ A － 0.130｝× 9.3 が負数となるときは、それぞれ０とする。αが 3.335 を超えるときは 3.335 とする。 βが 3.335 を超えるときは 3.335 とする。 ［0.4 ＋ 0.3 × ｛（C － A）／ C － 0.3｝／ 0.1］が 0.7 を超えるときは 0.7 とし、0.4 を下回るときは 0.4 とする。 算式の符号 ［略］ D　令和４年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和４年総務省令第 50 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和４年改正前の省令」という。）第 16 条第１項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数 ［略］
四　農家数急減補正	［略］	農家数	［略］ 算式 ｛（B － A）／ A｝× 0.5 B － A が負数となるときは、０とする。 ［略］
五　従業者数急減補正	［略］	林業及び水産業の従業者数	［略］ 算式 （α× 0.7）／ A 算式の符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した

	［二・三　同上］	［同上］	1.74 ＋ ｛（B － A）／ A － 0.018｝× 36.9 ×β－（α－β）× 36.9 － ｛（C － A）／ A － 0.130｝× 9.3 が負数となるときは、それぞれ０とする。αが 3.295 を超えるときは 3.295 とする。 βが 3.295 を超えるときは 3.295 とする。 ［0.6 ＋ 0.2 × ｛（C － A）／ C － 0.3｝／ 0.1］が 0.8 を超えるときは 0.8 とし、0.6 を下回るときは 0.6 とする。 算式の符号 ［同左］ D　令和３年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和３年総務省令第 76 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和３年改正前の省令」という。）第 16 条第１項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数 ［同左］
四　農家数急減補正	［同上］	農家数	［同左］ 算式 ｛（B － A）／ A｝× 0.7 B － A が負数となるときは、０とする。 ［同左］
五　従業者数急減補正	［同上］	林業及び水産業の従業者数	［同左］ 算式 （α× 0.9）／ A 算式の符号 ［同左］ α　次の算式によつて算定した